

PRTR制度に関するQ&A集

- ① どうしてPRTRが必要なの？
- ② PRTRが実施されるとどうなるの？
- ③ どんな情報が届け出られるの？
- ④ どんな化学物質が届け出られるの？
- ⑤ 家の裏にある工場からも届け出られるの？
- ⑥ 工場にどのくらいの化学物質が貯蔵されているか心配です。貯蔵データは開示されるの？
- ⑦ 工場がどのくらいの化学物質を取り扱っているか心配です。取扱量は開示されるの？
- ⑧ 届け出るべき工場が届出をしないと罰則があるの？
- ⑨ どんなデータが公表されるの？
- ⑩ 近隣の工場のデータは入手できるの？
- ⑪ PRTRデータはどうやって入手できるの？
- ⑫ どうすればPRTRを活用できるの？

PRTR関連用語説明

① どうしてP R T R制度が必要なのか？

豊かで便利な現代の生活は、化学物質を原材料にしたたくさんの製品によって支えられています。化学物質は私たちにとって有用なものですが、その中には有害な性質、例えば発がん性や奇形、生殖機能の異常などを引き起こすものも少なくありません。

これまでも人の健康や生態系に被害をもたらすようないくつかの有害な化学物質の排出については、主に施設などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、流通している化学物質が多種多様なため、一つ一つの物質に対して規制をかけることの効果は限定的であり、物質ごとの規制と並行して、多くの物質の環境リスクを全体としてできるだけ低減させていく、という考え方が必要です。

化学物質は事業者による生産活動の過程で環境中に排出されていることはもちろんですが、消費者（市民）による製品の使用・消費によっても、環境中に排出されています。まず、事業者は、事業活動に伴い排出される化学物質の量が少なくなるように努力する必要があります。市民も、自らの生活を点検し、化学物質の使用量を減らしたり、再利用に心がけたりすることが必要です。また、NGO（非政府組織）が市民を代表して行政や事業者に対し化学物質の環境リスクの低減を働きかけることもできます。

このように、行政、事業者、市民・NGOの各主体がそれぞれの立場から、また協力して環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいくためには、その出発点として、どのような物質が、どこから、どのくらい環境中に排出されているのか、といった基本的な情報をすべての関係者で共有することが必要です。このことを可能にする新しい化学物質管理の手法、それがP R T R制度です。

② P R T R制度が実施されるとどうなるのか？

P R T R制度が実施され、企業や家庭、農地などから排出される化学物質の量が毎年公表されることで、いくつかの効果が考えられます。

- ・ 行政が化学物質対策を検討する際の優先順位を決める判断材料にする。
- ・ 事業者が排出量を削減する際の目標設定に役立てる。
- ・ 事業者が無駄な排出に気づき、自主的な管理の改善が進む。
- ・ 市民が自分の住む地域の化学物質の排出状況について、企業や行政と同じ情報を手にすることが可能になる。

これまで行政や企業に任せるしかなかった化学物質問題への取組に市民が積極的に参加する機会が広がり、誰でもデータを見ることができるようになるため、行政や企業の取組には絶えず社会の目が注がれ、環境保全対策の効果や進捗状況をみんなで確認することができます。もちろん市民自身にも化学物質の使用や排出を減らす努力が求められます。

P R T R制度の実施により、こうした行政や企業、市民の協働を通じて、社会全体の環境への化学物質の排出状況を管理することで、化学物質による環境リスクを低減することが期待されます。

③ どんな情報が届け出られるの？

P R T R制度では、事業者の名前や事業所の所在地などの届出者に関する情報と、対象とされている化学物質を取扱う事業所から1年間にどのような物質をどのくらい環境中へ排出したかという「排出量」や廃棄物としてどれだけ移動したかという「移動量」を都道府県などを通じて、事業者は国に届け出ます。

「排出量」とは、事業者の事業活動に伴い環境中に排出される第一種指定化学物質の量をいいます。環境への排出量は、大気、河川や海などの公共用水域、土壌への排出および事業所内での埋立処分のあわせて4つの排出区分ごとに記入されます。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなくパイプの継ぎ目からの漏洩、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれます。

「移動量」とは、その事業活動に伴って発生する廃棄物を処理するために事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のこと、具体的には下水道への移動や他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する際の量をいいます。

④ どんな化学物質が届け出られるの？

P R T R制度の届出が必要な化学物質は「第一種指定化学物質」として354物質が選ばれています。「第一種指定化学物質」に選ばれた物質は、環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に該当するものです。

- ・人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・その物質自体は人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に有害な化学物質を生成するもの
- ・オゾン層を破壊するおそれがあるもの

また、化学物質排出把握管理促進法では別に「第二種指定化学物質」として81物質が指定されています。「第二種指定化学物質」に選定された物質は、第一種指定化学物質と同じ有害性があることに加えて、現時点では環境中に広く存在していると認められなくても、製造量、輸入量又は使用が増加した場合などには環境中に広く存在することとなることを見込まれるものです。「第二種指定化学物質」については排出量や移動量を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様MSDS（化学物質等安全データシート）の交付が定められています。

⑤ 家の裏にある工場からも届け出られるの？

国内にある全ての事業所について排出量や移動量の届出が義務付けられるわけではありません。化学物質排出把握管理促進法では、

- ①業種が該当し、

- ②従業員数が21人以上の事業者、
- ③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1t以上製造したり、使用したりしているなどの製品の要件を満たす、
もしくは
廃棄物処理施設などの特別要件施設を設置している

事業所ごとに排出量や移動量を届け出ることとされています。

届出の対象となる業種は、以下のものです。

- すべての製造業 ○金属鉱業 ○原油・天然ガス鉱業 ○電気業 ○ガス業
- 熱供給業 ○下水道業 ○鉄道業 ○倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る) ○石油卸売業
- 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。) ○自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。) ○燃料小売業 ○洗濯業 ○写真業 ○自動車整備業 ○機械修理業 ○商品検査業 ○計量証明業(一般計量証明業を除く)
- 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)
- 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)
- 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く)
- 自然科学研究所 ○医療業

⑥工場にどのくらいの化学物質が貯蔵されているか心配です。貯蔵データは開示されるの？

⑦工場がどのくらいの化学物質を取り扱っているか心配です。取扱量は開示されるの？

P R T R制度では、対象化学物質の環境中への「排出量」や廃棄物などの事業所外への「移動量」が届出の対象となっていますが、事業所内での原材料の貯蔵量、事業所での取扱量や事業所から出荷する製造量などは届け出られません。

⑧届け出るべき工場が届出をしないと罰則があるの？

P R T R制度の届出対象となる事業者が届出をしなかったり、または虚偽の届出をした場合には、罰則として20万円以下の過料が課されます。

⑨どんなデータが公表されるの？

P R T R制度では、事業者から届け出られた対象化学物質の年間排出量の集計値と、家庭、農地、自動車など届出対象外の排出源からの年間排出量の推計値について、国からは次のようなデータが公表されます。

- ・全国の事業者が大気、水域、土壌へ排出及び埋立処分している化学物質とその量の

集計

- ・全国の事業者が下水道への移動や廃棄物として事業所の外へ移動させている化学物質とその量の集計
- ・全国の家、農地、自動車などから排出される化学物質とその量の推計値
- ・化学物質別の排出量・移動量
- ・業種別の排出量・移動量
- ・都道府県別の排出量・移動量 など。

また、事業者から届け出られた個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量が、環境省のホームページ（P R T Rインフォメーション広場）で公開されています。

さらに、都道府県では、国からのデータをもとに市町村ごとの排出量など、地域のニーズに応じた集計・公表を行うことができます。

⑩ 近隣の工場のデータは入手できるの？

事業者から届け出られた個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量が、環境省のホームページ（P R T Rインフォメーション広場）で公開されています。

⑪ P R T Rデータはどうやって入手できるの？

公表されるデータについては、インターネットなどで閲覧可能です。

⑫ どうすればP R T R制度を活用できるの？

P R T R制度は、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、社会全体で化学物質を管理することを目指した仕組みです。主に行政と企業の間で対策が進められてきた個別物質の規制とは異なり、市民にもいくつかの大切な役割が期待されています。

例えば、公表されるP R T Rデータに関心を持ち、実際に数値を手にとり地域や近隣の工場のデータに目を通すことが考えられます。これには環境省・経済産業省や都道府県からの公表データや開示請求による個別事業所のデータを用いることが考えられますが、その他にもNGOから化学物質による地域の環境リスクを独自に指標化したデータが公表されるようです。

今後、市民には化学物質に関する多くの情報に接する機会が用意されています。これらの情報をもとに事業者や行政の担当者と化学物質問題についての様々な話し合い、すなわちリスクコミュニケーションを通じ、化学物質に起因する環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルの改善や、事業者・行政に対する意見の提出など、できることからひとつずつ対処していくことが大切なのです。

PRTR制度関連用語説明

○MSDS(化学物質等安全データシート)

事業者の取り扱っている製品、原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報や、その性質や取扱い方法などが記載されています。

MSDSは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのシートです。化学物質排出把握管理促進法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、このMSDSを提供することが義務づけられました。

(MSDSについては経済産業省所管)

○事業者・事業所

PRTR制度では企業のことを事業者、工場や事務所などのことを事業所といいます。

○製品の要件

「製品の要件」とは事業所で使用する対象化学物質を含む製品（原材料）の中で、PRTR制度の届出が必要となる条件を定めたものです。以下のように定められています。

第一種指定化学物質を1質量%以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上)含み、次のいずれにも該当しないものがPRTR制度の届出対象となる製品です。

- ・事業者の取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ・密封された状態で取扱われる製品
- ・主として一般消費者の生活の用に供される製品
- ・再生資源

○特別要件施設

化学物質排出把握管理促進法では、特別要件を満たす施設を設置している事業者は、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれることから第一種指定化学物質の使用の有無にかかわらずP R T Rの届出の対象となっています。

特別要件を満たす施設には次のものが含まれます。

- ・金属鉱業または原油・天然ガス鉱業で使用する、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設
- ・下水道業で使用する下水道終末処理施設
- ・ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む）で使用する一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設

○特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質の中でも「人に対して発がん性がある」と評価された物質を特定第一種指定化学物質としています。

第一種指定化学物質のうち、I A R C、米国 E P A、E U、米国 N T P、A C G I H、日本産業衛生学会のいずれかの機関が「人に対して発がん性がある」との評価に相当するカテゴリーに入れている物質を、発がん性クラス1として特定第一種指定化学物質に指定しています。